

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【公開番号】特開2020-22644(P2020-22644A)

【公開日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-006

【出願番号】特願2018-148925(P2018-148925)

【国際特許分類】

A 6 1 J 3/00 (2006.01)

G 1 6 H 10/00 (2018.01)

【F I】

A 6 1 J 3/00 3 1 0 K

G 0 6 Q 50/24

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薬品又は薬品収容部に付されている薬品識別情報を読み取り可能な情報読取部と、前記情報読取部により読み取られる前記薬品識別情報を先調剤薬品データとして記録する記録処理部と、

前記先調剤薬品データと処方データとを照合する第1照合処理部と、

前記第1照合処理部による照合結果が不一致であり、前記処方データには含まれない前記薬品識別情報が前記先調剤薬品データに含まれていると判断された場合、その後に前記情報読取部により読み取られる前記薬品識別情報と、前記先調剤薬品データに含まれる前記薬品識別情報のうち前記処方データには含まれない前記薬品識別情報を照合する第2照合処理部と、

を備えるピッキング支援システム。

【請求項2】

前記第2照合処理部による照合結果が一致である場合に、前記先調剤薬品データから前記薬品識別情報を消去する修正処理部を備える、

請求項1に記載のピッキング支援システム。

【請求項3】

前記記録処理部は、前記薬品識別情報に対応する薬品について入力された薬品量を前記先調剤薬品データとして記録可能であり、

前記第1照合処理部は、前記先調剤薬品データに含まれる前記薬品識別情報及び前記薬品量と前記処方データに含まれる前記薬品識別情報及び前記薬品量とを照合する、

請求項1又は2に記載のピッキング支援システム。

【請求項4】

ユーザーが予め設定される特定ユーザーであるか否かを特定する特定処理部と、

前記特定処理部によって現在のユーザーが前記特定ユーザーであると特定された場合に、処方データに含まれる全ての種別の薬品の情報を表示可能な第1表示処理部と、

前記特定処理部によって現在のユーザーが前記特定ユーザーでないと特定された場合に、前記処方データに含まれる前記薬品の情報のうち前記特定ユーザーが取り扱う必要があ

る薬品として予め設定される第1種別の薬品の情報を除く第2種別の薬品の情報のみを表示可能な第2表示処理部と、

を更に備える、

請求項1～3のいずれかに記載のピッキング支援システム。

【請求項5】

前記第1照合処理部による照合結果を出力可能な出力処理部を備え、

前記出力処理部は、前記情報読取部により読み取られた前記薬品識別情報と当該薬品識別情報が読み取られたときのユーザーとをそれぞれ対応付けて出力可能である、

請求項1～4のいずれかに記載のピッキング支援システム。

【請求項6】

薬品又は薬品収容部に付されている薬品識別情報を読み取り可能な情報読取部と、
処方データと前記情報読取部により読み取られる一又は複数の前記薬品識別情報を照合する薬品照合処理を実行する第1処理部と、

前記薬品照合処理を実行せず前記情報読取部により読み取られる一又は複数の前記薬品識別情報を一群の薬品データとして記録する第2処理部と、

前記処方データと前記第2処理部により記録された前記薬品データとを照合する後監査処理を実行する第3処理部と、

前記後監査処理の照合結果が不一致であり、前記処方データには含まれない前記薬品識別情報が前記薬品データに含まれていると判断された場合、その後に前記情報読取部により読み取られる前記薬品識別情報と、前記薬品データに含まれる前記薬品識別情報のうち前記処方データには含まれない前記薬品識別情報を照合する第4処理部と、

を備えるピッキング支援システム。